記事のタイトルをクリックすると、当該記事のホームページに遷移します。※ページがない場合は、遷移しません。



マイナちゃんに聞く!

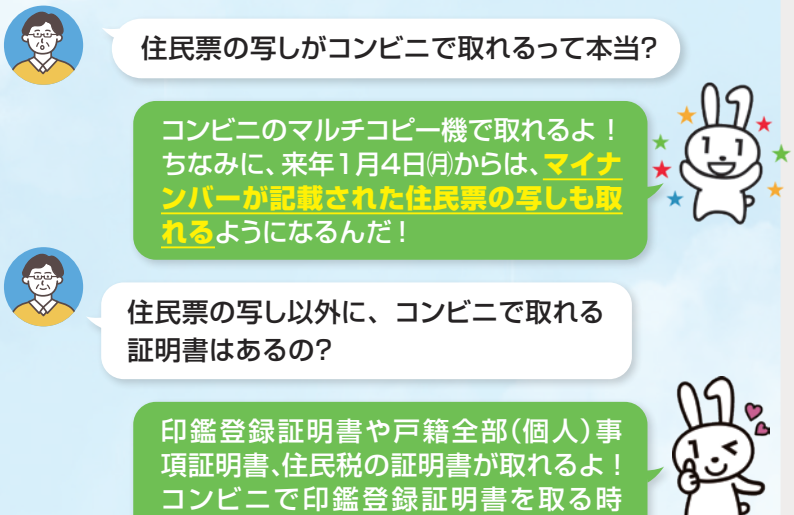
知ってお得なマイナンバーカード活用術

～もう区役所に行かなくてもいいかも!?

問合せ
- コンビニ交付サービスに関すること…区民事務所担当課調整担当係☎5984-1031
- オンライン転出届、コンビニでの暗証番号初期化・再設定に関すること…住民記録係☎5984-2796

コンビニで住民票の写しなどが取れる!

▲操作方法など詳しくは区HP



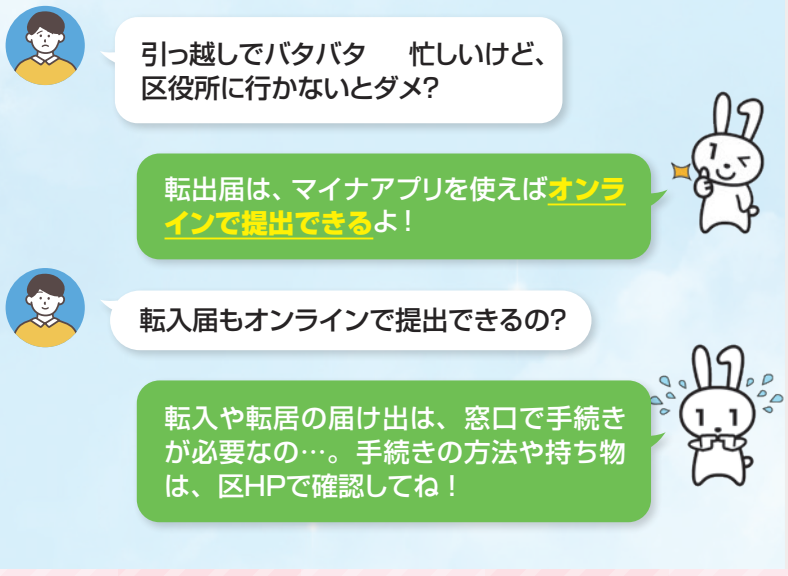
マルチコピー機の利用は「行政サービス」ボタンから!



※マルチコピー機の機種により、画面が異なります。

区役所に行かなくても、転出届が出せる!

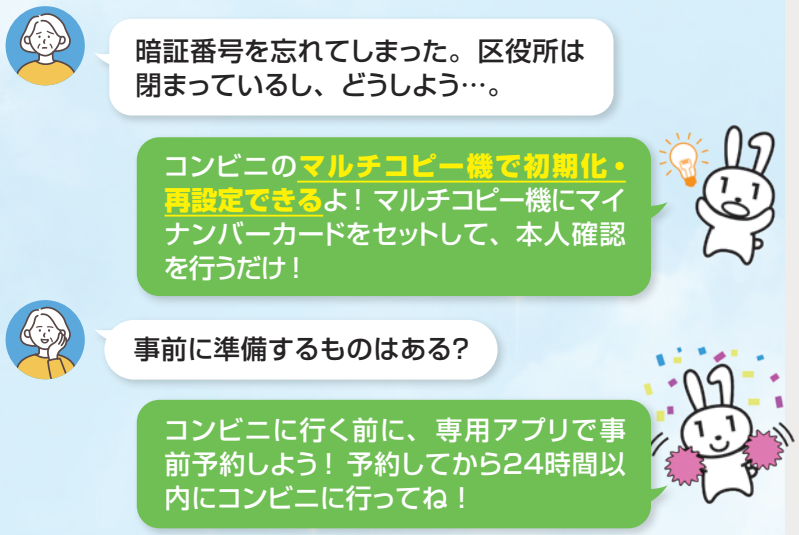
▲詳しくは区HP



コンビニで、暗証番号のロックを解除できる!

※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)または署名用電子証明書の暗証番号(英数字6～16桁)のいずれかが分かる場合のみ。

▲詳しくはJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)HP



インフォメーション

マイナンバーカードを持っていない方へ

オンラインや電話、窓口、郵送で交付申請書を請求できます。詳しくは、区HPをご覧ください。

有効期限の2・3カ月前にお知らせが届きます

マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目(18歳未満の方は5回目)の誕生日まで、電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。お知らせが届いたら、早めに更新しましょう。

郵便局での証明書交付サービスは来年8月末で終了します

区内11カ所の郵便局で行っている証明書交付サービスは、来年8月末で終了します。住民票の写しなどの証明書はコンビニで取れるほか、オンラインや郵送でも申請できます。ぜひご利用ください。

国が進める標準システムへの移行に伴い、サービスを停止します

詳しくは、区HPをご覧ください。

12/16㈬・29㈫～来年1/3㈰

コンビニ交付サービス

問区民事務所担当課調整担当係☎5984-1031

12/28㈪

住民税に関する手続き

一部の手続きを停止します。

問区税第一～第四係☎5984-4537